

(目的)

第1条 本医院において行われる医療行為及び医学研究について、ヘルシンキ宣言及び厚生労働省の倫理指針等の趣旨を踏まえ、かつ、本医院の診療状況や地域における本医院の立場を勘案し、医療行為及び医学研究に関し倫理的配慮を図るため、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、院長から諮問があった次に掲げる事項について倫理的・科学的観点から審議し、その結果を院長に答申する。

- (1) 検査に関すること。
- (2) 治療に関すること。
- (3) 臨床研究に関すること。
- (4) その他医療行為及び医学研究に係る倫理に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員長及び委員は、別表に定めるとおりとし、院長がこれを任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、年1回開催するものとする。ただし、必要に応じ随時開催することができる。

3 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出等を求めることができる。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会が院長に審議の結果を答申する場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定するものとする。ただし、委員は、自己の申請事項に係る審議に加わることができない。

(情報の取扱い)

第7条 委員会の委員は、その職務に関し知りえた事項について、第三者に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	院長が指名する法人の理事
副委員長	副院長
委員	法人の理事、看護職員、事務職員のうちから院長が指名する者、及び必要に応じ院長が委嘱する学識経験者